

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第330号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年8月16日（日） 09時30分ごろ	
発生場所	和歌山県和歌山市 地ノ島灯台から真方位303° 1,800m付近 (概位 北緯34° 18.4′ 東経135° 02.5′)	
事故等調査の経過	平成21年10月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>にしん</sup> 日伸丸 2.5トン 252-13273和歌山、個人所有 B モーターボート ナナⅢ、5トン未満（長さ6.56メートル） 250-41966大阪、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷中央部に破損 B 船首部外板に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長が1人で乗り組み、和歌山県有田市沖ノ島北方沖を約7.0ノット（kn）の対地速力で南東進中、B船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、魚群探索をしながら、約7.5knの対地速力で南西進中、平成21年8月16日09時30分ごろ、A船の左舷中央部とB船の船首とが衝突した。 両船とも自力航行可能で、浸水や油の流失はなかった。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約1.7m/s、視程 約20km 海象：潮汐 上げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、沖ノ島北方沖を南東進中、船長Aが適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、沖ノ島北方沖を南西進中、船長Bが適切な見張りを行っていなかったため、A船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、沖ノ島北方沖において、A船が南東進中、B船が南西進中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	